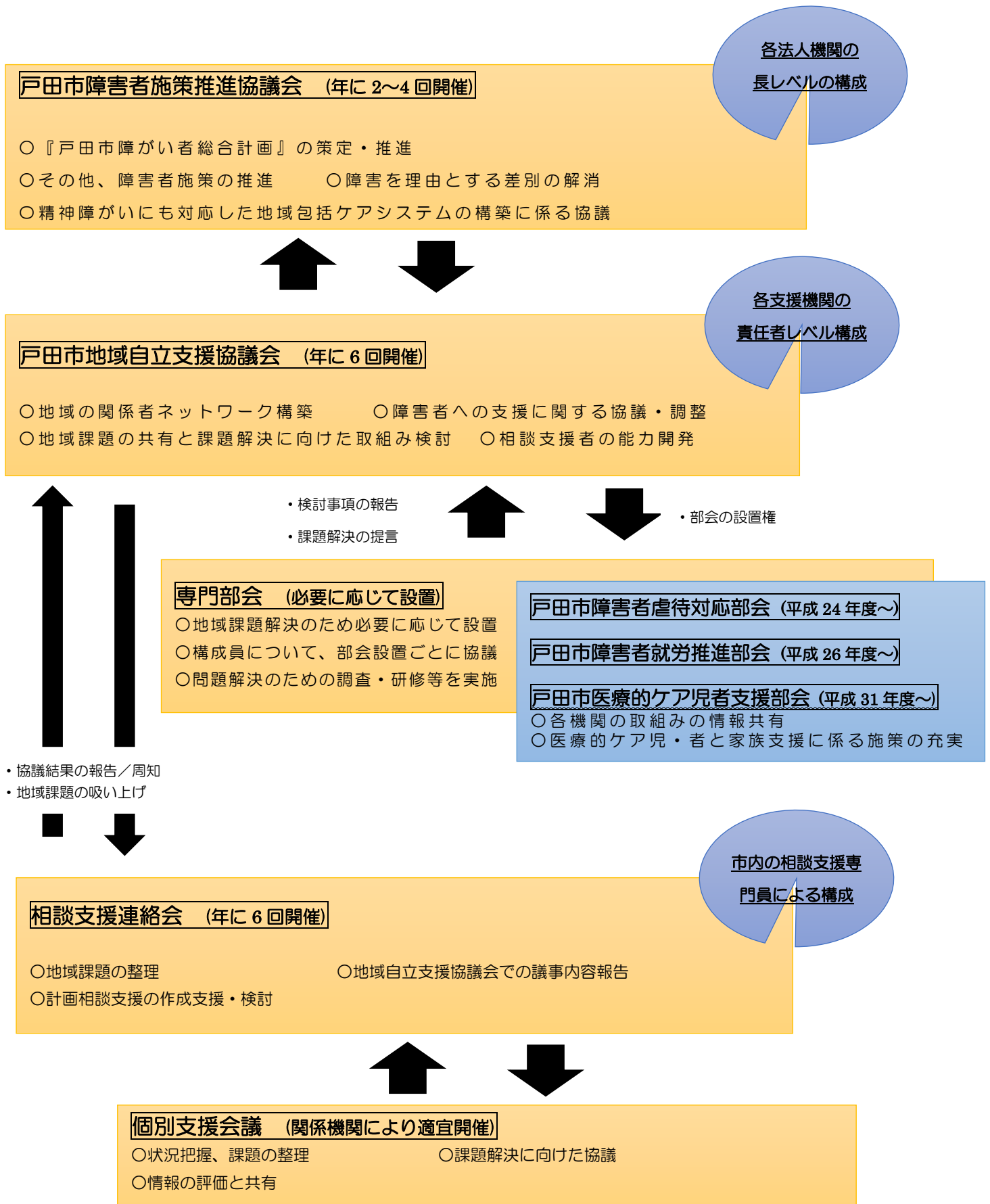


戸田市 障害者支援協議会組織 体系図



1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのこと。

2 .これまでの協議テーマ、スケジュールについて

【令和3年及び4年度について】

- ① 地域全体のアセスメント ※自立支援協議会（R3.4～8月）、施策推進協議会（R3.7月）協議
- ② 地域アセスメントの共有 ※自立支援協議会（R3.4～8月）、施策推進協議会（R3.7月）協議
- ③ 地域ビジョン（地域のあるべき姿）と具体的な目標の設定 ※自立支援協議会（10月）協議
- ④ 役割分担とロードマップの作成 ※自立支援協議会（R3.12月、R4.4月～6月）
施策推進協議会（R4.2月、R4.7月）

【令和5年度について】

- ⑤ 各個別テーマごとに実施可能なものから協議・実施 ※随時実施 R4.8～R6.3月
- ⑥ 評価及び見直し ※自立支援協議会（R5.4～6月）、施策推進協議会（R5.7月）協議
- ⑦ 役割分担とロードマップの作成 ※自立支援協議会（R5.6～8月）協議
- ⑧ ロードマップをアセスメントシートに変更し、新たに取組みシートを作成
※自立支援協議会（R5.10月）協議

令和6年度について

- ⑨ R5年度事業の評価及び見直し、R6年度事業の説明
※自立支援協議会（R6.4～6月）、施策推進協議会（R6.7月）協議

議題 1 戸田市障がい者総合計画の進捗管理について

1 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の違いについて

	「障がい者計画」	「障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画」
計画の性格	中・長期的な視点からの「 <u>基本計画</u> 」	短期的な視点からの「 <u>実施計画</u> 」
主な内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、制度等の啓発、周知等に関する基本的な方向性と具体的な施策を定めた、障害者施策全般に関する基本計画	障害福祉サービスや地域生活支援事業等を実施・提供するための基本的な考え方や数値目標、サービスの見込量とそれを確保するための方策を定める実施計画
根拠法	「障害者基本法」第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 ※障がい児福祉計画・・・ 「児童福祉法」第 33 条の 22 第 1 項
計画期間	各自治体で独自に決定 (戸田市の場合は「6 年間」)	「3 年間」(全自治体同一期間)
対象者	「両計画とも同一」 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害※1 (以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 ※1 難病、高次脳機能障害なども含む。	

2. 戸田市「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定状況

平成 29 年度までは、二つの計画を分冊して策定していたが、平成 30 年度からは、障がい者に関する両計画を調和のとれた一体化した計画策定とするため、また、3 年間ごとの「施策実施・中間評価・計画見直し」のサイクルを確立させるため、合冊した。

[平成年度]	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30～
者計画	障がい者計画 H20～H24					障がい者計画 H25～H29					障がい者総合計画 (下記イメージ参照)
福祉計画	第 1 期	第 2 期障がい福祉 計画			第 3 期障がい福祉 計画		第 4 期障がい福祉 計画				

3. 令和 5 年度における障がい者総合計画策定について

「戸田市障がい者計画（中間見直し）」「第 6 期戸田市障がい福祉計画」「第 2 期戸田市障がい児福祉計画」部分の計画期間の終了。

⇒ 令和 5 年度時点での市の障がい者福祉の現状を踏まえるとともに、障がい者を取りまく制度改革の方向や新たな法制度等の内容に沿い、新たに「戸田市障がい者計画(令和 6 年度～11 年度)」及び「第 7 期戸田市障がい福祉計画」「第 3 期戸田市障がい児福祉計画」の策定を行った。

【イメージ】

R6	R7	R8	R9	R10	R11
戸田市障がい者総合計画・計画期間					
		中間見直し実施	戸田市障がい者総合計画(中間見直し・反映)		

4. 令和 3 年度～令和 5 年度における実施状況について

『戸田市障がい者総合計画』の実施状況の確認の方法については、単年度ごとには進捗管理対象事業に選定した 27 施策に限り確認を行い、その他の事業については 3 か年度毎に確認を行うこととしている。

令和 6 年度については、計画の最終年度により全施策の確認を行っており、実施状況については「資料 1-2 戸田市障がい者総合計画【中間見直し】における障がい者施策の進捗管理について（全事業）」のとおりである。

戸田市障がい者総合計画【中間見直し】における障がい者施策の進捗管理について（全事業）

戸田市障がい者総合計画【中間見直し】は、「戸田市障がい者計画（中間見直し）」、「第 6 期戸田市障がい福祉計画」、「第 2 期戸田市障がい児福祉計画」の 3 計画から構成されています。

それぞれの計画期間は令和 3 年度から令和 5 年度までとなっており、3 年間の進捗について次のとおりです。

「戸田市障がい者計画（中間見直し）」について

1 計画の体系

当計画は、8 つの施策の柱と 36 の施策が設定されています。そして、36 の施策ごとに具体的な事業を定めており、合計 163 事業を実施していくことで計画に定める基本理念・基本方針・重点施策の達成を目指しています。

【計画体系表】（163 事業については「事業ごとの評価及び区分」を参照）

施策の柱	施策
1 情報提供・相談支援・権利擁護	(1) 情報提供体制の充実 (2) 相談支援体制の充実 (3) 障がいを理由とする差別の解消 (4) 障がいのある人への虐待対応 (5) 成年後見制度利用支援
2 障がい理解	(1) 啓発・広報 (2) 見えにくい障がいへの理解 (3) 福祉教育・人権教育 (4) 地域福祉活動 (5) ボランティア活動の推進
3 生活支援	(1) 経済的支援 (2) 地域生活の支援 (3) 地域での日中活動・居住の場の充実 (4) 生活基盤の整備
4 保健・医療	(1) 健康づくり (2) 保健サービス (3) 医療・リハビリテーション (4) 公的医療助成制度
5 雇用・就労	(1) 雇用拡大の促進 (2) 職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 障がい者雇用者への支援
6 防災・生活環境	(1) 防災対策も含めた生活安全対策 (2) 災害時における要配慮者支援 (3) ユニバーサルデザインのまちづくり (4) 移動手段・交通機関 (5) 防犯・交通安全

7 情報コミュニケーション・地域活動・生涯学習等	(1) コミュニケーション支援の充実 (2) まちづくり・地域コミュニティ活動 (3) 生涯学習・文化活動 (4) スポーツ・レクリエーション活動 (5) 選挙などの参加
8 療育・保育・教育	(1) 療育・発達障がい児支援システム (2) 重症心身障がい児への支援充実 (3) 特別支援教育 (4) 放課後支援・療育の場の充実

2 主な事業の評価

各事業の評価は次のとおりです。

【全事業の評価】

《令和3年～令和5年度の事業評価》	個数
A：各課において、当初の予定より拡大して事業を実施した場合	6
B：各課において、当初の予定どおり事業を実施した場合	156
C：各課において、当初の予定を下回って事業を実施した場合	0
D：予定した事業について未着手の場合	0
－：該当する事業の実施ができなかった場合	1
コロナ：実績値の測定ができず、代替手法による測定もできない場合 (コロナにより測定不可)	0

【施策の柱別の評価】

施策の柱	A	B	C	D	－	コロナ
1 情報提供・相談支援・権利擁護 (P.6～)	0	15	0	0	0	0
2 障がい理解 (P.9～)	0	25	0	0	0	0
3 生活支援 (P.12～)	0	18	0	0	0	0
4 保健・医療 (P.15～)	1	11	0	0	0	0

5 雇用・就労 (P.17～)	1	1 2	0	0	0	0
6 防災・生活環境 (P.19～)	1	2 3	0	0	1	0
7 情報コミュニケーション・地域活動・ 生涯学習等 (P.23～)	2	2 8	0	0	0	0
8 療育・保育・教育 (P.27～)	1	2 4	0	0	0	0

3 戸田市障がい者計画（令和6年度から令和11年度まで）について

前計画の計画期間が令和5年度で終了することから、障害者施策をめぐる最近の動向や今後の障害者施策の方向性を定めるため、令和5年度に当協議会で新たな計画について協議を行いました。

新たな計画では、これまでの計画で行ってきた事業を引き継ぐ形となっており、合計163事業を実施していくことで計画に定める基本理念・基本方針・重点施策の達成を目指しています。

次の表は、令和5年度に行った事業を令和6年度にどのように実施していく予定かを示した表になっています。

【令和6年度予定事業区分】

《令和6年度予定事業区分について》	個数
拡充(規模や対象を拡充)	4
継続(引き続き実施)	1 5 8
縮小(規模や対象を縮小)	0
終了(施策目標達成)	1
廃止(施策実施の廃止)	0

「第6期戸田市障がい福祉計画」について

1 計画のポイント

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい福祉人材の確保
- (6) 障がい者の社会参加を支える取組

2 成果目標及びその実績

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定しています。

なお、「第7期戸田市障がい福祉計画」の策定にあたり、活動指標については、戸田市障害者施策推進協議会で協議いただいていますので、ここでは成果目標の実績を示しています。

成果目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和5年度末までの地域生活への移行者数 目標値：3人 実績値：1人
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和5年度末において構築に向け協議継続
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末の戸田市における地域生活支援拠点の体制整備状況については、面的整備を実施した。
4 福祉施設から一般就労への移行等	・ 令和5年度の一般就労への移行者数 目標値：20人 実績値：16人 ・ 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 目標値：16人 実績値：13人 ・ 就労継続支援事業（A型）から一般就労への移行者数 目標値：1人 実績値：1人 ・ 就労継続支援事業（B型）から一般就労への移行者数 目標値：3人 実績値：2人 ・ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数 目標値：14人 実績値：9人 ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事務所の割合 目標値：7割以上 実績値：4割

5 相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保のため、基幹相談支援センターを設置した。
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービスの利用状況を把握し、検証を行うとともに県が実施する研修等へ積極的に参加した。

「第2期戸田市障がい児福祉計画」について

1 計画のポイント

障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 成果目標及びその実績

障がい児支援の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定しています。

なお、「第7期戸田市障がい福祉計画」の策定にあたり、活動指標については、戸田市障害者施策推進協議会で協議いただいていますので、ここでは成果目標の実績を示しています。

成果目標	
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターを設置した。また、保育所等訪問支援については、利用希望者がサービスを受けられるよう体制を整備した。
2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 目標：それぞれ1か所以上設置 実績：それぞれ1か所設置
3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、戸田市地域自立支援協議会の中を部会立ち上げ、協議の場を設けている。また、コーディネーターについても配置している。

【事業ごとの評価及び区分】

情報提供・相談支援・権利擁護

（１）情報提供体制の充実

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
情報提供体制の充実 多様なメディアを活用して、障がい者への幅広い情報の提供を行います。	①制度改正の周知促進	B	継続	障害福祉課
	②障害福祉サービス等の利用促進	B	継続	障害福祉課
	③「障害者福祉のしおり」、「広報戸田市」、市のホームページ等、多様なメディアの活用	B	継続	障害福祉課

（２）相談支援体制の充実

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
相談支援体制の充実 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の確立を図り、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。	①基幹相談支援センターの設置の検討	B	終了	障害福祉課
	②相談支援事業所の増設の検討	B	継続	障害福祉課
	③ケアマネジメント体制の確立	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	④ピアカウンセリングの活用	B	継続	障害福祉課 健康長寿課

(3) 障がいを理由とする差別の解消

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
障害者差別解消法の啓発・適切な運用 障害者差別解消法の更なる普及啓発と適切な運用を実施していきます。	①戸田市における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に基づいた適切な運用	B	継続	障害福祉課 人事課
	②市民向け・事業者向け研修の実施	B	継続	障害福祉課
サービス利用者の権利擁護の充実 サービス利用者の権利を守るため、苦情の受け付け、処理体制づくりを進め、問題解決に努めます。併せて、適切な区分認定及び支給決定を実施していきます。	③権利擁護の推進、適正な区分認定の実施、障害福祉サービス支給決定等の実施体制の充実	B	継続	障害福祉課
	④苦情の受付窓口・処理体制の整備	B	継続	障害福祉課 健康長寿課 障害福祉課関係機関※

※ 「障害福祉課関係機関」とは社会福祉法人等の機関を指します（以下も同様）。

(4) 障がいのある人への虐待対応

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
障がいのある人への虐待対応 市障害者虐待防止センターを中心として、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	①市障害者虐待防止センター機能の充実	B	継続	障害福祉課

(5) 成年後見制度利用支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
成年後見制度利用支援 成年後見制度の周知・普及と利用の促進を図ります。	①成年後見制度の周知・普及と利用の促進	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	②県障害者権利擁護センター(県社会福祉協議会)との連携	B	拡充	障害福祉課 健康長寿課
	③福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の利用の促進	B	継続	障害福祉課 健康長寿課 障害福祉課関係機関

障がい理解

(1) 啓発・広報

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
啓発・広報の推進 障がい者や市民を対象に、障害者週間や障がい者総合計画等を通じて障がいに関する啓発・広報に努めます。	①障害者週間（１２月３日～９日）の周知・啓発活動の促進	B	継続	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	②戸田市障がい者総合計画等の周知	B	継続	障害福祉課
	③市職員出前講座の充実と活用促進	B	継続	障害福祉課 生涯学習課

(2) 見えにくい障がいへの理解

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
内部障がい・聴覚障がいへの理解 外見からは障がいがあることが見えにくい・分かりにくいといわれている、内部障がいや聴覚障がいについて、理解を進めていきます。	①内部障がいに対する理解促進	B	継続	障害福祉課
	②聴覚障がいに対する理解促進	B	継続	障害福祉課
	③ヘルプマーク及びハート・プラスマークの普及・啓発	B	継続	障害福祉課
発達障がい・高次脳機能障がい等の理解 学習（LD）、注意欠陥／多動性（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等の発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象である高次脳機能障がい等の障がいについて、理解の促進に努めます。	④発達障がいに対する理解促進	B	継続	障害福祉課
	⑤高次脳機能障がいに対する理解促進	B	継続	障害福祉課
交流の促進 地域のまつりなど、行事・イベント等への障がい者等の参画を通じて、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会を提供します。	⑥市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進	B	継続	障害福祉課 協働推進課 障害福祉課関係機関 福祉総務課
	⑦福祉施設と地域住民との交流促進	B	継続	障害福祉課 障害福祉課関係機関

(3) 福祉教育・人権教育

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
学校等での福祉教育の充実 福祉・人権教育の内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や各種の学科等を活用して、障がいのある児童と障がいのない児童との交流や福祉体験学習を推進します。	①福祉・人権教育の推進	B	継続	教育政策室
	②各教科や総合的な学習の時間での交流・障がい理解教育、福祉体験学習の推進	B	継続	教育政策室 障害福祉課
社会での福祉・人権教育の充実 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉や人権に関する講座や体験的福祉学習の充実を図ります。	③各種イベント時における疑似体験など体験的福祉学習の実施	B	継続	関係各課
	④ボランティア講座の充実	B	継続	障害福祉課関係機関
	⑤人権意識の高揚	B	継続	行政管理課 生涯学習課 経済戦略室

(4) 地域福祉活動

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
市民参加型有償サービスの推進 NPOの育成・活動支援を行うとともに、地域通貨等の活用も含めた市民参加型有償サービスグループの設置の検討をします。	①NPOの育成・活動支援	B	継続	協働推進課 障害福祉課関係機関
	②市民参加型有償サービスグループの活用検討	B	継続	福祉総務課 協働推進課 障害福祉課関係機関
福祉コミュニティづくり 美化活動やレクリエーション・スポーツ活動など、地域コミュニティ活動への障がい者の参画や福祉コミュニティづくりを促進します。	③地域コミュニティ活動への参画促進・交流事業の充実支援	B	継続	協働推進課 福祉総務課
	④地域福祉計画、社協運営強化計画を車の両輪とした地域福祉活動の推進	B	継続	福祉総務課 障害福祉課関係機関

(5) ボランティア活動の推進

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
ボランティア活動の充実 ボランティア研修会の充実などを通じ、ボランティアの資質向上や相互交流の促進をするとともに、ボランティア団体への支援の充実を図ります。	①ボランティア研修会の充実による資質向上の支援	B	継続	障害福祉課関係機関
	②ボランティア団体への支援の充実	B	継続	協働推進課 障害福祉課関係機関
ボランティア活動の調整・連絡体制の充実 戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実を図るとともに、専任のボランティアコーディネーターを配置するなど、ボランティア活動の調整・連絡体制の充実を図ります。	③戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実	B	継続	障害福祉課関係機関 協働推進課
	④専任のボランティアコーディネーターの配置と相談体制の充実	B	継続	障害福祉課関係機関 協働推進課
新規ボランティアの育成 ボランティア養成講座などを通じて、新規ボランティアの育成に取り組めます。	⑤ボランティア養成事業・体験講座の充実	B	継続	障害福祉課関係機関
	⑥小中学生を対象としたボランティア体験の開催	B	継続	障害福祉課関係機関

生活支援

(1) 経済的支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
各種手当の支給 障がい者等の経済的な負担を軽減するために、各種手当を支給します。	①特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の周知	B	継続	子ども家庭支援室 障害福祉課
支給事業等の適正化 支給事業等の適正化を図ることで、より有効な資金活用を図ります。	②重度障害者等福祉金の支給	B	継続	障害福祉課
	③扶養共済制度掛金の助成	B	継続	障害福祉課

(2) 地域生活の支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
訪問系サービスの充実 障がい者等が自宅等で安心して生活できるように、訪問系サービスの充実を図ります。	①ホームヘルパーによる日常生活支援	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	②訪問看護サービス・訪問リハビリの充実	B	継続	市民医療センター 診療室
地域生活を支援するサービスの充実 障がい者等が地域で安心して生活できるように、補装具や日常生活用具の給付・貸与等の地域生活を支援するサービスを提供します。	③地域生活支援事業等の実施	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	④補装具・日常生活用具の給付及び貸与事業の充実	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	⑤地域活動支援センター事業の実施	B	継続	障害福祉課

(3) 地域での日中活動・居住の場の充実

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
日中活動系サービスの充実 障がい者等が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実を図ります。また、障がい者等の家族の介護負担の軽減を図ります。	①生活介護等の日中活動を行う施設の整備	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	②レスパイトサービス（日中一時支援事業・短期入所（ショートステイ））の利用者への支援	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
居住系サービスの充実 生活上の支援が必要な障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、グループホームの整備支援を行います。	③グループホームの整備支援	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
バリアフリー住宅の普及 関係機関と連携しながら、国・県のパンフレット等も活用してバリアフリー住宅の啓発を図るとともに、融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。	④新築・改造費の融資制度の活用	B	継続	健康長寿課 障害福祉課関係機関
	⑤バリアフリー住宅・設備についての知識・制度の周知	B	継続	建築住宅課 健康長寿課 障害福祉課
	⑥身体障害者居宅改善整備費助成	B	継続	障害福祉課

(4) 生活基盤の整備

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
地域生活支援拠点等の整備 障がいの重度化・障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。	①地域生活支援拠点等の整備	B	継続	障害福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討	B	継続	障害福祉課 健康長寿課 福祉保健センター
高齢障がい者等のサービス利用支援 障がい者が介護保険被保険者となった際、使い慣れた事業者の継続利用や、新たに発生する自己負担の軽減など、高齢になってもサービスが利用しやすい制度の確立を目指します。	③共生型サービスの活用	B	継続	障害福祉課 健康長寿課
	④高齢障がい者等の利用者負担軽減措置の実施	B	継続	障害福祉課 健康長寿課

保健・医療

(1) 健康づくり

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
健康づくりの推進 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。	①健康づくり情報・プログラムの提供	B	拡充	障害福祉課関係機関 福祉保健センター
	②介護予防事業の推進	A	拡充	健康長寿課

(2) 保健サービス

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
ライフステージに応じた心の健康づくり 精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、精神保健相談の充実や社会復帰の支援などを推進します。	① 精神障がいに対する正しい理解の普及	B	継続	福祉保健センター 障害福祉課
	② 精神保健相談の充実	B	継続	福祉保健センター 障害福祉課
	③ 精神障がい者の支援講座等の実施	B	継続	福祉保健センター 障害福祉課
疾病の予防と早期発見 疾病の予防と早期発見のために、健康診査や健康相談等の充実を図ります。	④ 健康診査や健康相談等の充実	B	継続	福祉保健センター

(3) 医療・リハビリテーション

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
医療体制の整備 症状や状況に応じた適切な医療が提供できるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、障がい者の医療相談体制の充実などを図ります。	① 救急医療体制の確保	B	継続	市民医療センター 総務課
	② 医療相談窓口としての機能向上	B	継続	市民医療センター 診療室
リハビリテーションの充実 リハビリテーションの充実を図ることで、脳卒中後遺症や整形外科的疾患などによる身体的機能障がいや言語障がいの改善・軽減を図ります。	③ リハビリテーションの充実	B	継続	市民医療センター 診療室

(4) 公的医療助成制度

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
公費負担医療制度等の充実 障がいの除去、軽減等を図るために、公費負担医療制度等の周知・活用を促進します。	① 自立支援医療費の助成	B	継続	障害福祉課
	② 重度心身障害者医療費の助成	B	継続	障害福祉課
	③ 難病患者支援（指定難病医療給付制度等）の周知	B	継続	障害福祉課

雇用・就労

(1) 雇用拡大の促進

施 策	主な事業		区分	担当課
就労促進体制の整備 公共職業安定所（ハローワーク）、埼玉障害者職業センターなど関係機関と連携を強化し雇用促進に努めます。	①国・県や関係機関との連携強化	B	継続	障害福祉課
	②障害者県南地域就職面接会、戸田市ふるさとハローワーク等での障がい者の求職情報提供体制の充実	B	継続	経済戦略室 障害福祉課
	③市役所での雇用促進	A	拡充	人事課 関係各課
	④ 市の関係団体等による就労機会の創出	B	継続	関係各課
	⑤障がい者就労施設などからの物品等の調達の推進	B	継続	障害福祉課

(2) 職場定着の支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
職業能力開発の充実 一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	①就労定着支援の推進	B	継続	障害福祉課
	②一般就労に向けた訓練体制の充実	B	継続	障害福祉課
	③職場適応訓練の周知・活用	B	継続	経済戦略室 障害福祉課

(3) 多様な働き方の支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
多様な職場の創出 障がい者が安定して就労できるように、関係機関と連携して就労継続支援体制の充実を図ります。	①障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターとの連携強化	B	継続	障害福祉課
	②障がい者の起業支援	B	継続	障害福祉課 経済戦略室

(4) 障がい者雇用者への支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
企業への働きかけの推進 障がい者の雇用を促進するために、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行います。平成30年4月から障がい者雇用率が引き上げられたことも踏まえ、引き続き障がい者雇用の拡充を働きかけていきます。	①事業主への情報提供・啓発活動の充実	B	継続	経済戦略室 障害福祉課
	②障がい者雇用事業主への支援	B	継続	障害福祉課 経済戦略室
障害者就労プロセスマップの活用 戸田市障害者就労支援部会にて策定した、戸田市障害者就労プロセスマップを活用した支援を推進していきます。	③障害者就労プロセスマップの活用推進	B	継続	障害福祉課 経済戦略室

防災・生活環境

(1) 防災対策も含めた生活安全対策

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
防災に関する情報提供と周知促進 日頃から、障がい者が防災を意識して生活を送ることができるよう、防災に関する基本的な情報等を提供することを通じて、防災に関する意識の向上を図ります。	①防災に関する知識の普及	B	継続	危機管理防災課 障害福祉課
	②障がい者を対象とした普通救命講習会の充実	— (依頼なし)	継続	消防署
	⑤ 防災訓練への障がい者の参加	B	継続	危機管理防災課 障害福祉課
家庭における防災対策の普及促進 家具の転倒防止器具など、防災用品の給付を行うことにより、家庭における防災対策の普及を図ります。	④防災用日常生活用具の給付・普及	B	継続	障害福祉課 健康長寿課

(2) 災害時における要配慮者支援

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
災害時における情報提供の充実 障がい者に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実を図ります。	①緊急通報体制の周知・充実	B	継続	障害福祉課 警防課
	②防災情報提供体制の充実	B	継続	危機管理防災課 障害福祉課
	③わかりやすい非常口表示の促進	B	継続	関係各課 関係施設
福祉避難所等の充実 障がい者が災害時に安心して避難できるよう、多様な障がい者の特性に配慮した避難所や介護スペースの確保を図ります。	④福祉避難所等の周知	B	継続	危機管理防災課 福祉保健センター 障害福祉課 健康長寿課
	⑤福祉避難所等における多様な障がい者への配慮	B	継続	障害福祉課 福祉保健センター 健康長寿課 危機管理防災課 福祉総務課
	⑥福祉避難所等における体制整備の充実	B	継続	福祉保健センター 障害福祉課 健康長寿課 危機管理防災課 福祉総務課
災害時要配慮者施策の充実 避難行動要支援者の速やかな避難等が行えるように、支援の充実を図ります。	⑦避難行動要支援者避難支援体制の確立	B	継続	危機管理防災課 福祉総務課 健康長寿課 障害福祉課 福祉保健センター 関係施設

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
公共・公益施設等の整備 バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めるとともに、公共・公益施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。	①バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発	B	継続	都市計画課 建築住宅課 福祉総務課
	②ユニバーサルデザイン化の普及・推進	B	継続	資産マネジメント推進室 道路管理課 障害福祉課 関係各課 関係施設
	③既存の協議会等を活用した意見聴取の場の確立	B	継続	資産マネジメント推進室 障害福祉課 関係各課 関係施設

(4) 移動手段・交通機関

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
移動手段の確保・交通機関の整備促進 障がい者の社会参加を促進するために、外出や移動の支援を行うとともに、公共交通バス車両の低床化などを促進します。	①地域生活支援事業（移動支援等）の充実	B	継続	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	②バス車両の低床化の促進	B	継続	都市交通課
身体障害者補助犬の受け入れ促進 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を利用する人の行動範囲がより広がるよう、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。	③身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に対する理解・受け入れ促進	B	継続	障害福祉課

(5) 防犯・交通安全

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
防犯体制の充実 障がい者の緊急時の連絡先の周知や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯、街路灯の充実に努めます。	①犯罪情報のメール配信サービスの普及	B	継続	くらし安心課 デジタル戦略室
	②ファックス１１０番の充実、メール１１０番の普及・活用促進	B	継続	障害福祉課
	③防犯灯及び街路灯の充実	B	継続	くらし安心課 道路管理課
交通安全の確保 障がい者がより安全に道路通行ができるよう、交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、市民や事業者の協力を促進します。	④違法駐車解消と放置自転車の撤去	B	継続	都市交通課
	⑤交通安全対策の推進と交通弱者保護の啓発	B	継続	都市交通課
	⑥視覚障がい者誘導ブロックの設置促進	A	継続	道路管理課
	⑦ドライバーへの安全運転、自転車の安全走行の啓発	B	継続	都市交通課
	⑧わかりやすい標識、ミラー等の設置	B	継続	道路管理課

情報コミュニケーション・地域活動・生涯学習等

(1) コミュニケーション支援の充実

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
コミュニケーション手段の充実 視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳者派遣事業の充実などを通じ、コミュニケーション手段の充実を図ります。 また、令和3年4月1日施行の「戸田市手話言語条例」及び施策の推進方針に基づき、手話の普及、啓発に向けた各種施策を展開していきます。	①市職員手話研修の充実	B	継続	人事課
	②手話通訳者養成講習会の充実	B	継続	障害福祉課関係機関
	③点訳・朗読・手話・要約筆記ボランティア団体の育成・ボランティアの養成	B	継続	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	④手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実	B	継続	障害福祉課
コミュニケーション環境の整備 コミュニケーション環境の整備を図るため、「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音、点字図書や広報動画などの字幕つきビデオの充実、ファックスの活用などを図るとともに、医療機関・銀行など民間公益施設に対して、コミュニケーション環境の整備を働きかけます。	⑤「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音・配付	B	継続	市長公室 議会事務局 生涯学習課
	⑥広報動画などの字幕つきビデオの充実	B	継続	市長公室
	⑦コミュニケーション機器の給付・貸与	B	継続	障害福祉課
	⑧民間公益施設におけるコミュニケーション環境の充実促進	B	継続	障害福祉課
ITの活用促進 障がい者が多様な形態でコミュニケーションできる環境づくりの一環として、障がい者パソコン講習会を開催するとともに、ホームページの活用など、市政や市民活動など情報提供体制の多様化を進めます。また、それらをより使いやすい形で提供します。	⑨市ホームページのユニバーサルデザイン化	B	継続	デジタル戦略室
	⑩障がい者パソコン講習会の開催	B	継続	障害福祉課関係機関
	⑪パソコン用音声翻訳ソフトなどの給付の促進	B	継続	障害福祉課

(2) まちづくり・地域コミュニティ活動

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
政策・方針決定の場への参画促進 多様な媒体を活用した障がい者向けの情報提供を図るため、視覚障がい者向けの音声コード（SPコード）を添付するなど、市政などの情報提供を充実するとともに、パブリック・コメントにより広く意見を募る機会を設けます。また、審議会、委員会等へ積極的に障がい者を起用するよう努めます。	①市の主要な計画への音声コード（SPコード）の添付	B	継続	関係各課
	②パブリック・コメントの実施	B	継続	行政管理課 関係各課
	③審議会・委員会等への障がい者の起用促進	B	継続	関係各課
地域コミュニティ活動への参画促進 地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がい者の積極的な参加を促進します。	④町会・自治会、子ども会活動、ボランティア活動などへの参画促進	B	継続	協働推進課 児童青少年課 障害福祉課 障害福祉課関係機関
障がい者団体等の活動支援 活動に必要な施設・備品等の使用・貸出、会員獲得の支援など、障がい者団体等の活動を支援します。	⑤障がい者団体等の育成・活動支援	B	継続	障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	⑥心身障害者福祉センター機能の充実	B	継続	障害福祉課関係機関
	⑦戸田市ボランティア・市民活動支援センターの周知・活用促進	B	継続	障害福祉課関係機関 協働推進課 障害福祉課

(3) 生涯学習・文化活動

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
生涯学習への参加促進・学習環境の整備 生涯学習に関する情報提供や学習環境の整備を通じて、障がい者等の生涯学習への参加を促進するとともに、多様な講座・教室の開催や学習資料の充実等を図ります。	①生涯学習情報提供の充実	A	継続	生涯学習課
	②自主的な学習活動の支援、講座・教室の多様化	A	継続	生涯学習課 障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	③手話通訳の配置、点訳・録音CD等の学習・情報資料の提供、学習支援体制の確立	B	継続	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	④対面朗読サービスの充実	B	継続	生涯学習課
文化・芸術活動の支援 障がい者等が文化・芸術活動に積極的に参加できるように、情報提供や発表の場の確保を行います。	⑤文化・芸術活動に関わる情報提供の充実	B	継続	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関
	⑥障がい者アートギャラリーの活用促進、障がい者作品展の開催	B	継続	障害福祉課関係機関

(4) スポーツ・レクリエーション活動

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
スポーツ活動の推進 障がい者がさまざまなスポーツを楽しむことができるよう、支援を行うとともに、東京パラリンピック大会を契機に障がい者スポーツの理解、促進を図ります。	①市スポーツ事業への障がい者の参加促進	B	継続	文化スポーツ課
	②東京パラリンピック大会を契機にした障がい者スポーツの理解促進	B	継続	文化スポーツ課 障害福祉課
レクリエーション活動の推進 県障害者交流センターやレクリエーション協会と連携することで、障がい者のレクリエーション活動を支援します。	③障がい児・者レクリエーション事業の充実	B	継続	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関

(5) 選挙などへの参加

施策	主な事業	評価	区分	担当課
参加しやすい環境の整備 障がい者が選挙の投票等に参加しやすい環境を整備するために、施設・設備の改善や点字等多様な媒体による情報のユニバーサルデザインを進めます。	①投票所等のユニバーサルデザイン化の推進	B	継続	行政委員会事務局
	②多様な媒体による情報提供の推進	B	拡充	行政委員会事務局
	③郵便による不在者投票制度の周知	B	継続	障害福祉課 行政委員会事務局

療育・保育・教育

(1) 療育・発達障がい児支援システム

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
発達支援事業の推進 発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	①乳幼児健診の充実	B	継続	福祉保健センター
	②発達相談の充実	B	継続	福祉保健センター 保育幼稚園課
	③子育て支援の充実	B	継続	福祉保健センター こども家庭支援室
	④児童発達支援センターの支援	B	継続	障害福祉課
	⑤障がい児の児童発達支援サービスの充実	B	継続	障害福祉課
早期発見体制の強化、療育支援の推進 さまざまな特徴のある発達障がいを含め、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	⑥早期発見・早期支援体制の強化	B	継続	福祉保健センター 保育幼稚園課 こども家庭支援室 教育政策室
	⑦早期からの就学相談の実施	B	継続	教育政策室
	⑧就学支援委員会の充実	B	継続	教育政策室
保護者支援の推進 障がい児の保護者への支援を行っています。	⑨障がい児を養育する保護者の不安の軽減	B	継続	こども家庭支援室 保育幼稚園課 教育政策室 福祉保健センター
	⑩地域での子育て交流への保護者の参加促進	B	継続	こども家庭支援室 保育幼稚園課
特別支援保育の充実 障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもたちと同じ集団で保育することで、子どもたちの成長と発達を促進します。	⑪児童発達支援センターなどの療育機関等との連携の強化	B	継続	保育幼稚園課
	⑫特別支援保育実施園の受け入れ体制の支援の強化	B	継続	保育幼稚園課
	⑬個々の障がいに応じた保育体制の充実	A	継続	保育幼稚園課

(2) 重症心身障がい児への支援充実

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
重症心身障がい児への支援充実 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児が増加しているなか、重症心身障がい児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域における通所施設の整備を推進します。	①医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の通所施設の整備	B	継続	障害福祉課

(3) 特別支援教育

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
特別支援教育の充実 特別支援教育を充実することで、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。	①特別支援学校との連携強化	B	継続	障害福祉課
	②サポート手帳等を利用した保育園・幼稚園・小中学校間の円滑な移行の確保	B	継続	教育政策室 保育幼稚園課 福祉保健センター 障害福祉課
	③教職員の特別支援教育についての研修の充実	B	継続	教育政策室
	④学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）等の発達障がい等の障がいのある児童・生徒に対する校内支援体制の充実	B	継続	教育政策室
	⑤学校の施設・設備の充実（スロープ・点字ブロック・障がい者用トイレ・階段手すり等）	B	継続	教育総務課
教育相談の充実 障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。	⑥教育相談の充実	B	継続	教育政策室
連携及び交流学习・共同学習の強化 地域社会における共生を図るための第一歩として、障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、特別支援学級などとの連携や交流学习、共同学習の強化を図ります。	⑦交流及び共同学習の推進	B	継続	教育政策室 児童青少年課
	⑧障がい児保護者の相互交流の促進	B	継続	障害福祉課関係機関
	⑨特別支援学校など関係機関との連携の強化	B	継続	教育政策室

(4) 放課後支援・療育の場の充実

施 策	主な事業	評価	区分	担当課
放課後支援・療育の場の充実 放課後や夏休み等における 子どもの発達に必要な訓練や 指導など療育的な事業として、 放課後等デイサービスの充実 を図ります。	①障がい児の放課後支援 の充実	B	継続	障害福祉課 児童青少年課
	②放課後等デイサービスの 質の向上	B	継続	障害福祉課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係るアセスメントシート

医療

【総合評価：C】

大目標：適時適切に必要な医療にアクセスするための体制整備・地域で支える医療の強化

中目標：障害福祉サービスとしての地域移行支援・地域定着支援の支給決定の実績を増やす退院～

①地域生活～入院 ②入院中 ③退院～地域生活

評価基準
A：予定以上に取り組めた
B：予定どおり取り組めた
C：予定より取り組めていない
D：取り組めていない

時系列	①	②	③
課題	(6) 身体、精神等合併の障害により入院不可の場合有	(2) 退院後の生活についての家族側の不安 (4) 各機関の人事異動等による円滑な連携、支援の継続の困難さ (5) 医療機関や家族から支援機関への繋がりにくさ (7) 地域移行支援や地域定着支援等の障害福祉サービスについて依頼のある医療機関が限られている (8) 退院間際の退院支援の利用依頼が多い (9) 病棟看護師が相談支援事業所相談員の存在を知らない	(1) 障害福祉サービスとしての地域移行支援・地域定着支援の支給決定の実績や対応可能な支援機関が少ない (2) 退院後の生活についての家族側の不安 (3) 退院後のフォロー・支援体制の充実 (4) 各機関の人事異動等による円滑な連携、支援の継続の困難さ (7) 地域移行支援や地域定着支援等の障害福祉サービスについて依頼のある医療機関が限られている
R 5 年度 実施した取組	—	—	・地域移行及び地域定着支援事業の体制づくりとサービスの実施【自己評価C】 ・医療機関のリワーク支援室にて就労セミナーの試行【自己評価C】
R5 年度 新たな課題	—	—	・地域移行支援については、対象となりえるケースを把握した時点から、関係各所との速やかな調整が必要 ・地域定着支援の在り方を検討していく。また、制度の周知や理解促進を図り、対応事業所の増加に向けての取組を検討していく。 ・医療機関との連携構築
R6 年度 実施する取組	—	・地域移行支援事業に関するパンフレットの作成及び周知	・地域移行及び地域定着支援事業の体制づくりとサービスの実施

保健・予防

【総合評価：B】

大目標：メンタルヘルス問題全般の早期発見と介入

中目標：問題の複合化に関わらず、関係機関と繋がりやすくする

評価基準

A：予定以上に取り組めた

B：予定どおり取り組めた

C：予定より取り組めていない

D：取り組めていない

①対象者の早期発見 ②対象者への支援介入 ③関係機関との連携

構成要素	①	②	③
課題	(1)問題が複合化しており、関係機関に繋がりにくい (2)市の資格職の確保	(1)問題が複合化しており、関係機関に繋がりにくい (2)市の資格職の確保	(1)問題が複合化しており、関係機関に繋がりにくい (2)市の資格職の確保
R5年度 実施した取組	・ひきこもり支援対策意見交換会議の開催 ・ひきこもり相談担当者勉強会の開催 ・こころの健康講演会の開催 ・おしゃべりサロンの開催 ・とまり木サロン（仮称）の開催 【自己評価全てB】	こころの不調に関する相談だけでなく、ひきこもり相談も受け、電話相談、面接、訪問、同行支援とケースに合わせた支援を実施した。【自己評価B】	適切な専門職につなぐため、会議等に参加をし、顔の見える関係づくりや、連携ができる環境整備に努めた。 【自己評価B】
R5年度 新たな課題	・開催日時や場所の検討 ・開催回数の検討 ・周知方法の検討	電話での相談が多いが、継続が必要なケースに対しては、継続支援ができる体制を整えていく。	顔の見える関係、ネットワークの構築
R6年度 実施する取組	R5年度の新たな課題を踏まえ、メンタルヘルス問題全般の早期発見に繋がる事業を実施していく。	引き続き、電話相談、面接、訪問、同行支援とケースに合わせた支援を実施していく。	会議等を通じ、顔の見える関係づくりや、連携を深める。

大目標：地域生活のための必要な障害福祉・介護サービスの確保と利用・連携促進

中目標：①各制度の目的を理解し、介護保険へスムーズに移行する ②障害者の親の認知症等の相談に応じ、不安を減らす

③相談支援専門員の数的確保、定着を図る

評価基準
A：予定以上に取り組めた
B：予定どおり取り組めた
C：予定より取り組めていない
D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)各制度の目的（介護サービス：本人に必要な介護、障害福祉サービス：本人の自立に向けたサービス）が異なり、移行時のすり合わせが必要であること (2)障害福祉サービスと介護認定に応じたサービス量との支給量・費用負担額の差によるサービス調整	(3)障害者の親の認知症等の相談の増加	(4)相談支援専門員の数的確保、定着
R5年度 実施した取組	・小地域ケアマネ会にて障害福祉サービスの勉強会を実施 【自己評価 B】 ・障害から介護へスムーズに移行できるように、必要な知識の共有、顔の見える関係性作りに努めた。 【自己評価 B】	・成年後見制度の勉強会開催 【自己評価 B】	・まるっとだネット（地域生活支援拠点）PT 開催 【自己評価 B】
R5年度 新たな課題	・法改正など情報の更新や新たな知識習得が必要な場合は、適時共有できる機会が必要である。 ・親や本人の高齢化が進み、今後ますます介護保険との関りが増えることが見込まれる。	・制度理解と活用の促進 ・共有する仕組みがないと、相談員の参加の有無により支援にバラつきが生じる。	・拠点コーディネーターの配置 ・コーディネーター、行政、他支援機関の役割について共通認識を作る ・地域生活支援拠点の事業所登録後に依頼を受けた場合、どのような動きになるのかイメージがつきにくい。
R6年度 実施する取組	社会保障制度の原則である介護保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。しかしながら、障害福祉サービスではないと受けられないサービスや介護保険のサービス量では足りない場合は、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を受けられるように、関係機関との連携を深めていく。	・成年後見制度における戸田市の中核機関設置のため準備会を立ち上げる。	・課題を整理し、まるっとだネットの共通認識を示す。

住まい

【総合評価：C】

大目標：地域で暮らすための場（住まい）の確保

中目標：①生活の場を確保する（精神科退院後等） ②本人の希望と現実の差を埋め、入居へと繋げていく

③グループホームが満床で入居できないことを減らす

評価基準
A：予定以上に取り組めた
B：予定どおり取り組めた
C：予定より取り組めていない
D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)生活の場の確保（精神科退院後等） (6)住宅支援の困難さ（障害者を支援する機関であることを伝えるだけで警戒される、精神障害を理由に入居を断られる等）	(2)本人の希望と現実の差により入居に繋がらないこと (5)住まい確保に向けた支援の流れが不明確	(3)グループホームが満床
R5年度 実施した取組	当事者や家族向けのグループホームへの意識付けについて、グループホームの説明会の実施 【自己評価C】	当事者や家族向けのグループホームへの意識付けについて、グループホームの説明会の実施 【自己評価C】	グループホームの空き状況等の調査と共有の仕組みづくり 【自己評価C】
R5年度 新たな課題	対象者、目的、実施状況などを各機関で情報共有し、連携した実施などの検討もできるとよい。	対象者、目的、実施状況などを各機関で情報共有し、連携した実施などの検討もできるとよい。	市外グループホームの空き状況把握については課題があるが、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうことを目的として、まずは市内グループホームの空き状況の共有から進めていく。
R6年度 実施する取組	・市営住宅における障害者等への優遇措置を広げ、住宅支援を進めていく。 ・地域移行支援事業	地域移行支援事業	同意が得られた市内グループホームを対象に、引き続きHPへの市内グループホームの空き状況掲載に向けて進めていく。R6年度は具体的な運用方法等について検討し、戸田市障害者基幹相談支援センターや市が委託している相談支援事業所と打合せのうえ、実際の運用まで進めていきたい。

社会参加

【総合評価：B】

大目標：希望や適性を踏まえた社会参加や就労（復職）支援の充実

中目標：本人のニーズ（活動時間、障害特性にあった活動等）に合う活動場所の確保

①地域活動 ②就労（復職）支援 ③共生社会の推進

評価基準
A：予定以上に取り組めた
B：予定どおり取り組めた
C：予定より取り組めていない
D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)市内の地域活動支援センターの空きが少ないこと (2)本人のニーズ（活動時間、障害特性にあった活動等）に合う活動場所の確保 (3)参加者の固定化 (4)ピアサポーターの活躍の場の確保 (5)ピアサポーターの育成のために時間と経費が必要	(2)本人のニーズ（活動時間、障害特性にあった活動等）に合う活動場所の確保 (3)参加者の固定化	— ※令和4年度に掲げた課題に基づき進捗状況を確認しており、掲げられた課題と当該構成要素が合致しない。
R5年度 実施した取組	・おしゃべりサロンの開催【自己評価B】 ・とまり木サロン（仮称）の開催【自己評価B】	・就労支援連絡会および就労推進部会の開催【自己評価B】 ・企業情報交換会の実施【自己評価A】	障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の制定【自己評価B】
R5年度 新たな課題	・開催日時や場所の検討 ・開催回数の検討 ・周知方法の検討	・就労がすぐに難しい方の日中の居場所の確保 ・講義の内容や会の開催方法について、企業情報交換会でのアンケートをもとに参加したいと思えるものを目指す。	市民や市内業者に対し、条例の策定の目的や内容、共生社会づくりに関する周知啓発を行い、正しい理解の促進を図ることや、相談体制をよりわかりやすく周知していくことで、社会参加しやすい環境づくりや、就労（復職）支援を利用しやすい環境づくりにつなげていくこと。
R6年度 実施する取組	おしゃべりサロンの開催やとまり木サロン（仮称）等の開催	・障害者の就労に関する事業 ・就労移行支援及び就労定着支援事業 ・おしゃべりサロンの開催やとまり木サロン（仮称）等といった地域活動の場との連携	障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解促進を図るとともに、障がいによる差別のない共生社会実現のための各種施策を実施する。

地域の助け合い・教育（普及啓発）

【総合評価：B】

大目標：地域住民の精神障害への理解促進

中目標：①障害児者を抱える家族が精神疾患を患っているケースでの家族の困り感が軽減する支援を行う。

②当事者や家族等が活動する場を増やし、集まりに参加しやすくする。 ③ 共生社会の推進

評価基準
A：予定以上に取り組めた
B：予定どおり取り組めた
C：予定より取り組めていない
D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(3) 障害児者を抱える家族が精神疾患を患っているケースでの家族の困り感への支援 (4) 出前講座について、身体障害に関する理解促進を主としており、精神障害について深く触れていないこと	(1) 当事者や家族等が活動する場が少なく、集まりに参加しにくいこと（高齢分野では、町会の集まり、ラジオ体操、認知症養成サポート講座等交流の場有） (2) 集まる際の会場の確保	— ※令和4年度に掲げた課題に基づき進捗状況を確認しており、掲げられた課題と当該構成要素が合致しない。
R5年度 実施した取組	親の会の学齢部の方と、講義内容等について聞取りを行い、講座の実施に向けて調整した。【自己評価C】	障がい者アート展【自己評価B】	障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の制定【自己評価B】
R5年度 新たな課題	要望が多岐に渡る等、実施回数や内容の調整が必要となる。また、精神障害の特性や状況について等により専門的な内容については、県や当事者が実施する講義へつないでいくことが必要と考える。	アート展の作品募集に関して、個人にも情報が届くよう、きめ細かい周知を行う。また、より来場しやすい場所を検討する。	市民や市内業者に対し、条例の策定の目的や内容、共生社会づくりに関する周知啓発を行い、正しい理解の促進を図ることや、相談体制をよりわかりやすく周知していくことで、社会参加しやすい環境づくりや、就労（復職）支援を利用しやすい環境づくりにつなげていくこと。
R6年度 実施する取組	R5 年度の新たな課題を踏まえ、必要とされる講義等を受講できる場の創出を目指す。	R5 年度の新たな課題を踏まえ、事業を実施していく。	障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解促進を図るとともに、障がいによる差別のない共生社会実現のための各種施策を実施する。

戸田市地域自立支援協議会について

1 役割（障害者総合支援法 第八十九条の三）

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

2 所掌事項（戸田市地域自立支援協議会要綱 第二条）

- (1) 地域の関係者によるネットワークの構築に関すること
- (2) 障害者等の支援に関する協議及び調整に関すること
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (4) 戸田市障害者施策推進協議会への報告及び提案に関すること
- (5) 相談支援を行う者の能力開発に関すること
- (6) 障害者等の権利擁護に関すること
- (7) 相談支援を行う者の中立及び公平性の確保並びに運営、評価及び改善に関すること
- (8) その他前条の目的達成に必要と認められる事項に関すること

3 協議体系

地域自立支援協議会（以下、自立協）では、所掌事項に基づき協議を行っているが、専門的事項について、調査研究及び検討するため、専門部会を設置している。

・ 障害者虐待対応部会（1回/年）

虐待対応、虐待防止に向けた連携・協力体制について協議。自立協代表委員の他、医療・司法・就労関係、警察・消防、行政が参加し、情報共有を図っている。

・ 医療的ケア児者支援部会（2回/年）

医療的ケアの必要な障害児者の支援体制について協議。自立協代表委員の他、医療・教育・保育・療育関係、行政が参加し、連携を図っている。

・ 障害者就労推進部会（1回/年）

本市の障害者就労（一般就労、福祉的就労）についての検討及び戸田市企業情報交換会等の就労に関する情報共有。自立協代表委員の他、教育、就労支援、通所系事業所、商工会、行政が参加している。

また、一般就労に関する制度の動向、雇用促進の取り組み等の情報交換等を行う「就労支援連絡会」及び日中必要な援助等を受けながら活動をする場の充実、社会体験の場の拡大、支援や工賃向上の取り組みについて情報交換等を行う「通所事業所連絡会」といった2つの連絡会があり、こちらについても活動を行っている。

※「戸田市企業情報交換会」は、市内企業の障害者雇用の促進、関係機関や企業同士での連携の場づくりを目的としたイベント

※「福祉的就労」は、「一般就労」（企業などへ就職し、雇用契約を結んで働くこと）が難しい障害のある方が、障害福祉サービスの中で就労の機会を選択しながら働くこと。

4 令和6年度の活動予定

・地域自立支援協議会

第1回 4月18日（木）	（1）令和6年度の議題について （2）戸田市障がい者総合計画について （3）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について （4）地域福祉課題の報告について
第2回 6月21日（金）	（1）戸田市障がい者総合計画について （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について （3）地域福祉課題の報告
予定 第3回 8月15日（木）	（1）施策推進協議会の報告 （2）戸田市障がい者総合計画について （3）部会等の活動報告 （4）地域福祉課題の報告

・障害者虐待対応部会

6月7日（金）	（1）障害者虐待発生時の対応について （2）令和5年度虐待発生事案の報告について （3）その他・情報共有事項
---------	--

・医療的ケア児者支援部会

予定 7月29日（月）	（1）カリヨンの杜について （2）医療的ケア児の保育・教育での受入れ体制 （3）その他・情報共有事項
----------------	--

・障害者就労推進部会

予定 令和7年1月	（参考）令和5年度の議題 （1）通所事業所連絡会について （2）就労支援連絡会について （3）企業情報交換会について （4）就労継続支援B型から就労した事例について
--------------	--

心身障害者福祉センター改修事業について

心身障害者福祉センターは昭和61年7月にオープンしてから38年間に渡り地域の拠点として多くの方々に利用されてきました。一方で、今後も安全に利用していただけるよう、経年により劣化してきた当施設の長寿命化を図るために改修を行う必要性があります。

そこで、令和6年度から令和7年度にかけて、設計業務を実施します。

○本事業の目的

心身障害者福祉センターは建築から38年が経過しました。施設内部の機能として、もくせい園や図書館下戸田南分室もあることから、引き続き安全に利用してもらえるよう老朽化した各設備(電気、空調、給排水設備)等の改修を行い施設の長寿命化を図ります。

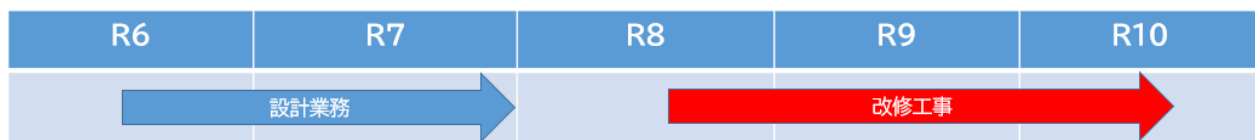
○今後の流れ

・令和6年度～令和7年度 設計業務



【戸田市立心身障害者福祉センター】

○心身障害者福祉センター改修事業スケジュール(予定)



○狭いトイレ



○空調設備の配管



A 案



B 案



案内図

工事箇所

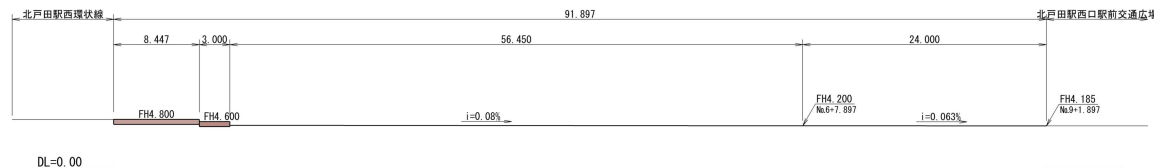


イメージ図

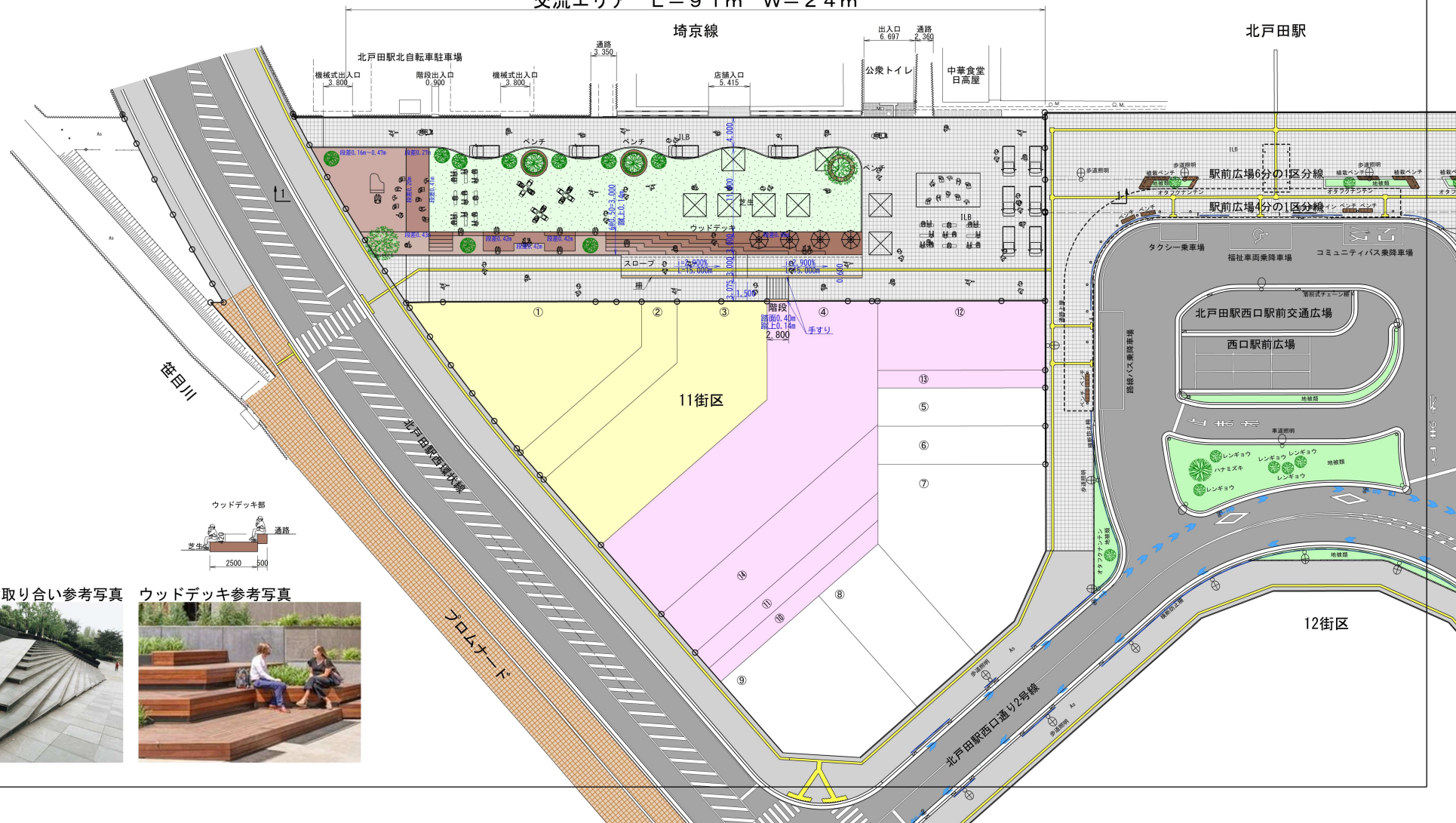
※北戸田駅西環状線は、平成26年度設計を明記
※北戸田駅西駅前交通広場は、令和4年度設計を明記

A 案

1-1断面



平面図
交流エリア L=91m W=24m



スロープ階段取り合い参考写真

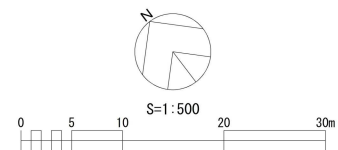
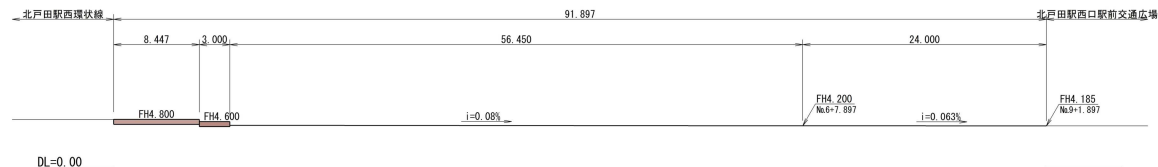


ウッドデッキ参考写真



※北戸田駅西環状線は、平成26年度設計を明記
※北戸田駅西口駅前交通広場は、令和4年度設計を明記

1-1断面



平面图

交流エリア $L = 9.1 \text{ m}$ $W = 2.4 \text{ m}$

